

住所表示変更に伴う主な手続

合併に伴い、住所表示が変更になり、国や県に住所変更手続が必要となる場合がありますので、次の手続き方法等をご覧いただき、平成18年1月4日以降、それぞれ手続きを行ってください。

国・その他関係

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
不動産(土地・建物)登記簿の所在		不要	所在変更の手続きは必要ありません。 登記官の職権により、新所在名への変更を順次行います。	津地方法務局登記部門 丸之内26-8 津合同庁舎 ☎228-4372
不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物登記簿等の住所)	土地登記簿、建物登記簿等に旧市町村の住所で登記されている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 住所変更登記を希望される人は、新市で発行する変更証明書を添付して登記することができます。 なお、この場合の登録免許税は非課税です。	
会社、法人の本店(主たる事務所)または支店(従たる事務所)の所在及び役員の住所	旧市町村に本店(主たる事務所)または支店(従たる事務所)を有する会社等及びその代表者	不要	所在変更、住所変更の手続きは必要ありません。 (商業登記法第26条等の規定により、新所在名への変更があったものとみなされます。) 津地方法務局登記部門で管轄する会社、法人の本店(主たる事務所)及び支店(従たる事務所)並びに役員の住所について、登記官の職権により新所在名への変更を行います。 ただし、津地方法務局登記部門管轄以外で本店・支店あるいは役員の住所が旧所在名となっている場合は、必要に応じて、それぞれの会社、法人からその管轄法務局に対して、新市で発行する変更証明書を添付して、新所在名への修正の申出をしてください。 なお、この場合は登録免許税は非課税です。	

住所表示変更に伴う主な手続

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
労働安全衛生法に規定する免許証	左記の免許証の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	三重労働局安全衛生課 島崎町327-2 ☎226 - 2107 津労働基準監督署 島崎町327-2 ☎227 - 1281
労働安全衛生法に規定する技能講習修了証	左記の技能講習修了証の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	技能講習修了証を発行した登録教習機関
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給権者の住所	左記被保険者及び受給権者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	津社会保険事務所 桜橋三丁目446-33 ☎228 - 9188 (国民年金被保険者) ☎0570 - 07 - 1165 (年金を受けている方)
国民年金基金加入員及び受給権者の住所	左記基金加入員及び受給権者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	三重県国民年金基金 広明町112-5 第3いけだビル5階 ☎229 - 1284
自動車検査証(軽自動車)	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される人は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。	軽自動車検査協会 三重事務所 雲出長常町1190-10 ☎234 - 8431
軽自動車の届出済証	二輪の軽自動車(排気量126cc~250cc)の使用者・所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、譲渡及び廃車をされる際は、新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。	中部運輸局三重運輸支局 登録部門 雲出長常町1190-9 ☎234 - 8416
自動車検査証(普通自動車及び小型二輪自動車)	普通自動車及び小型二輪自動車(排気量251cc~)の使用者・所有者	不要		

住所表示変更に伴う主な手続

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
郵便関係	郵便物関係	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 郵便物のあて先は旧住所でも配達されますが、差出人に機会をとらえて、新住所をお知らせください。	津中央郵便局 中央1-1 ☎226 - 0330
郵便貯金通帳、簡易保険証書、郵便貯金キャッシュカード	左記の通帳等をお持ちの人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	最寄の郵便局
預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード等	預金者等	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個々の手続きについては、各金融機関に確認してください。		各金融機関
クレジットカード	左記のカードをお持ちの人	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各取扱い窓口へ確認してください。		各金融機関及びクレジット会社
有価証券、生命保険証書	左記の証券をお持ちの人及び左記の証券の加入者	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各取扱い窓口へ確認してください。		各規約に定める窓口

法務局からのお知らせとお願い

市町村合併に伴う類似商号の調査について

類似商号禁止の規定(商業登記法第27条)により、同一市内において類似商号を登記することができないことから、市町村合併後に新「津市」での会社設立、本店移転、商号変更、目的変更の登記を予定されている人は、現「津市」、「久居市」、「河芸町」、「芸濃町」、「美里村」、「安濃町」、「香良洲町」、「一志町」、「白山町」、「美杉村」の地域について類似商号の有無の調査を行ってください。

なお、市町村合併前に存在する会社には、類似商号の禁止の規定は適用されません。

ご不明な点は、法務局窓口でお問い合わせください。

三重県関係（平成18年4月1日から、県組織機構の改正(予定)により、「問い合わせ先」欄の所属名称等が変更される場合があります。）

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
火薬に関する許可	火薬類取締法に基づく製造及び販売、輸入に関する許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 三重県庁5階 広明町13 ☎224 - 2183
	上記以外の許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 企画調整部 地域計画・防災室 三重県津庁舎2階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5013 5014
液化石油ガスの販売等に関する許可・届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき販売の登録又は届出をしている人及び保安機関の認定を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 企画調整部 地域計画・防災室 三重県津庁舎2階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5013 5014
高圧ガスの製造、販売に関する許可・届出	高圧ガス保安法に基づき製造等の許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 三重県庁5階 広明町13 ☎224 - 2183 津地方県民局 企画調整部 地域計画・防災室 三重県津庁舎2階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5013 5014
県税の登録	納税義務者等	不要	県税事務所において住所及び所在地等の住所表示を変更させていただくため、変更手続きは必要はありません。	津地方県民局 県税部 (津総合県税事務所) 課税1グループ 三重県津庁舎1階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5025 5026

住所表示変更に伴う主な手続

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
免税軽油使用者証	免税軽油使用者証の交付を受けている人	不要	使用者証の記載事項（住所及び所在地）の変更につきましては、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。	津地方県民局 県税部 （津総合県税事務所） 課税1グループ 軽油担当 三重県津庁舎1階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5026
旅券（パスポート）	旅券（パスポート）を持っている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所等をご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。	三重県旅券センター アスト津3階 羽所町700 ☎222 - 5980
	旅券（パスポート）の申請をする人	要	申請時に提出する戸籍謄（抄）本については、身分事項に変更がなければ、発行後6か月間は使用できます。	
宗教法人の事務所の所在地	旧市町村に事務所を有する宗教法人	不要	事務所の所在地変更の手続きは必要ありません。 ただし、法人において規則の変更を行ってください。	生活部 文化振興室 文化振興グループ 三重県庁8階 広明町13 ☎224 - 2176
特定非営利法人（NPO法人）の事務所の所在地	旧市町村に事務所を有する特定非営利活動法人（NPO法人）	不要	定款変更に関して、事務所の所在地変更の手続きは必要ありません。	生活部 NPO室 アスト津3階 羽所町700 ☎222 - 5981
建築物清掃業等	登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に併せて手続を行います。	津地方県民局 生活環境森林部 生活環境室 環境グループ 三重県津庁舎2階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5083
特定建築物の届出 プール設置届	届出を行っている人	不要	住所変更の届出は必要ありません。	

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
産業廃棄物処理業等許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 生活環境森林部 生活環境室 環境グループ 三重県津庁舎2階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5083
一般廃棄物または産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
廃棄物再生事業者登録	登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
専用水道・小規模水道確認	確認を受けている人	不要	住所変更の届出は必要ありません。	
第1種フロン類回収業者登録	登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
自動車リサイクル法に基づく許可	許可・登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に併せて手続きを行います。	
水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止管理者等)三重県生活環境の保全に関する条例に基づく届出	届出を行っている人	不要	住所変更の届出は必要ありません。	津地方県民局 生活環境森林部 森林・林業室 森林保全グループ 三重県津庁舎2階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5085
温泉法温泉利用許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
狩猟免許	狩猟免許の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 狩猟免許の更新時に住所表記を変更します。	健康福祉部 生活保障室 援護・保護グループ 三重県庁4階 広明町13 ☎224 - 2286
恩給(旧軍人)受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
障害者支援費制度 指定事業所	指定を受けている 事業所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 保健福祉部 総務企画室 企画市町村 支援グループ 三重県津庁舎5階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5113
被爆者健康手帳（被爆者健康診断受診者証を含む）	手帳を持っている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 健康増進グループ 三重県津庁舎5階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5184
結核医療費公費負担申請	結核患者と診断された人	不要		
結核指定医療機関	指定を受けている機関	不要		
病院、診療所、助産所開設届	届出機関	不要		
あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復所等施術所開設届				
歯科技工所開設届				
特定疾患治療研究事業医療受給者証	受給者証を持っている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 地域保健グループ 三重県津庁舎5階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5057 5051
精神障害者通院医療費公費負担患者票	患者票を持っている人	不要		
小児慢性特定疾患医療受診券	受給者証を持っている人	不要		
育成医療受診券				
養育医療受診券				
介護保険指定事業者	指定を受けている事業所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 保健福祉部 福祉相談室 福祉グループ 三重県津庁舎5階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5058

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
食品衛生法・と畜場法・食鳥処理法に係る許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 衛生指導グループ 三重県津庁舎5階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5112
化製場法に係る許可				
危険な動物に係る許可				
旅館営業・公衆浴場営業・興行場営業許可				
墓地、埋葬等に関する許可				
薬局開設許可				
医薬品販売業許可				
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可				
動物取扱業に係る届出	届出を行っている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 衛生指導グループ 三重県津庁舎5階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5112
理容所開設・美容所開設・クリーニング所開設届				
医療用具販売業・賃貸業届出				
調理師免許	免許証を持っている人			
製菓衛生師免許				
クリーニング師免許				
麻薬施用者等の免許	指定を受けている人			
覚醒剤原料取扱者の指定				
配置従事者の身分証	身分証を持っている人			
毒物劇物販売業登録	登録を行っている人			
毒劇物製造・輸入業登録				

住所表示変更に伴う主な手続

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先		
		要・不要	手続きの方法			
J A S 法及び食品衛生法に基づく食品表示	食品等製造・加工業者	要	食品等の表示の製造事業者等の「住所」を速やかに変更する必要があります。	農水商工部 農水産物安全室 食品表示・市場グループ 三重県庁6階 広明町13 ☎224 - 2497 津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 食の安全・安心監視グループ 三重県津庁舎5階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5181		
旅行業及び旅行業代理業	登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 農水商工部 総務・商工室 商工グループ 三重県津庁舎3階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5107		
貸金業						
肥料取締法に基づく届出	届出を行っている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農水商工部 農水産物安全室 農薬・肥料グループ 三重県庁6階 広明町13 ☎224 - 2543 津地方県民局 農水商工部 農政・普及室 農政グループ 三重県津庁舎3階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5104		
農薬取締法に基づく販売者の届出						
漁船登録	登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 農水商工部 水産室 漁政グループ 三重県津庁舎3階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5128		
遊漁船業登録						
漁業免許					免許を受けている人	不要
漁業許可					許可を受けている人	不要

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
計量証明事業登録 特定計量器製造 (修理、販売)事業届出 適正計量管理事業 所の指定	登録等を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	計量検定所 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5071
建設工事入札参加 資格者名簿登録	左記名簿に登録している人	原則 不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きをおこないます。ただし、新たな地名が新設されるなど大幅な変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 三重県津庁舎4階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5200 津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 三重県久居庁舎3階 久居明神町2501-1 ☎255 - 5588
物件関係入札参加 資格者名簿登録	左記名簿に登録している人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	出納局出納総務室 契約調整グループ 県庁1階 広明町13 ☎224 - 2772
建設業許可	建設業の許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	(大臣許可) 国土交通省中部整備局 建設部 建設産業課 名古屋合同庁舎第2 号館 名古屋市中区三の丸 二丁目5-1 ☎052(953)8572 (知事許可) 津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 三重県津庁舎4階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5200 津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 三重県久居庁舎3階 久居明神町2501-1 ☎255 - 5588

住所表示変更に伴う主な手続

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
解体工事業登録	解体工事業の登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 三重県津庁舎4階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5200 津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 三重県久居庁舎3階 久居明神町2501-1 ☎255 - 5588
道路占用許可 (国道・県道)	道路の占用許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した人は津建設部で、久居建設部に申請した人は久居建設部で行ってください。	津地方県民局 津建設部 総務・管理室 管理グループ 三重県津庁舎4階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5203 津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 管理グループ 三重県久居庁舎3階 久居明神町2501-1 ☎255 - 6061
河川占用許可 (国・県管理の河川)	河川の占用許可を受けている人			
砂防指定地内行為許可	砂防指定地内の行為許可を受けている人			
地すべり防止区域内行為許可	地すべり防止区域内の行為許可を受けている人			
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可を受けている人			
港湾施設使用許可	港湾施設使用許可を受けている人	不要		

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
宅地建物取引業免許証及び宅地建物取引主任者証	免許証及び主任者証の交付を受けている人	原則 不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きをおこないます。ただし、新たな地名が新設されるなど大幅な変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。	県土整備部 建築開発室 宅建業・屋外広告物グループ 三重県庁4階 広明町13 ☎224 - 2708
建築士事務所登録	建築士事務所登録、2級・木造建築士免許登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	津地方県民局 津建設部 建築開発室 三重県津庁舎4階 桜橋三丁目446-34 ☎223 - 5213
2級・木造建築士免許				
動物医薬品販売許可	許可を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	中央家畜保健衛生所 一身田上津部田1742-1 ☎246 - 8611
飼育動物の診療施設の開設届	届けを行っている人	不要		
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている人	不要	免許証の記載事項（本籍及び住所）の変更には、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。 ただし、更新時まで記載事項の変更を希望される人は、合併後、手続きを行ってください。 なお、手続きをされる場合は、手続きの内容によっては対応できる部署が決まっておりますので、事前に右記の機関にお問い合わせください。	三重県運転免許センター 垂水2566 ☎229 - 1212 津警察署 交通第一課 丸之内22-1 ☎213 - 0110 久居警察署 交通課 久居中町177-1 ☎254 - 0110
自動車保管場所証明書	左記の許可証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	津警察署 交通第一課 丸之内22-1 ☎213 - 0110 久居警察署 交通課 久居中町177-1 ☎254 - 0110
保管場所標章番号通知書				
道路使用許可証				
通行禁止道路通行許可証				

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章	左記の許可証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	津警察署 交通第一課 丸之内22-1 ☎213 - 0110 久居警察署 交通課 久居中町177-1 ☎254 - 0110
通行禁止除外指定車標章				
駐車禁止除外指定車標章				
制限外許可証				
制限外けん引許可証				
緊急通行車両等事前届出済証				
猟銃・空気銃所持許可証	左記の許可証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新又は検査時に手続きを行います。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	津警察署 生活安全課 丸之内22-1 ☎213 - 0110 久居警察署 生活安全課 久居中町177-1 ☎254 - 0110
刀剣類所持許可証				
人名救助等に従事する者の届出済証明書				
風俗営業許可証 特例風俗営業者認定証	左記の許可証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、手続きを行ってください。この場合の手数料は不要です。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	
古物営業許可証 古物市場主の許可証				
質屋営業許可証				
警備業認定証	警備業認定証の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に手続きを行います。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	
警備員指導教育責任者資格者証	左記の資格者証等の交付を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、手続きを行ってください。この場合の手数料は不要です。 なお、問い合わせ先は、交付を受けている警察署になります。	
機械警備業務管理者資格者証				
警備員に係る検定合格証				

市役所関係				
項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
戸籍		不要	住所変更（本籍変更）による手続きは必要ありません。	本庁 市民部市民課窓口担当 久居総合支所 市民課戸籍住民担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課戸籍住民担当
印鑑登録カード		不要	現在お持ちの印鑑登録カードはそのまま使用できます。	
住民基本台帳カード	左記カードの所有者	不要	現在お持ちの住民基本台帳カードはそのまま使用できます。ただし、写真付カードについては、カードの住所の表示を修正する必要がありますので、本庁・総合支所または、出張所へ来庁の機会に修正します。	
外国人登録証明書	左記証明書の所有者	要	本庁・総合支所へ来庁の機会に修正します。	本庁 市民部市民課外国人登録担当 久居総合支所 市民課戸籍住民担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課戸籍住民担当
電子証明書	左記証明書の所有者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。	本庁 市民部市民課窓口担当 久居総合支所 市民課戸籍住民担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課戸籍住民担当
国民健康保険被保険者証（退職含む。）	左記被保険者証所有の世帯の世帯主	不要	住所変更による手続きは必要ありません。旧久居市・旧河芸町・旧芸濃町・旧美里村・旧安濃町・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村に在住の人は、新しい被保険者証・受給者証・認定証・受療証を合併後に郵送します。なお、旧津市の被保険者証・受給者証・認定証・受療証をお持ちの人は、引き続き使用できます。	本庁 健康福祉部保険年金課国民健康保険担当 久居総合支所 福祉課保険年金担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課保険年金担当
国民健康保険高齢受給者証	左記受給者証所有の世帯の世帯主	不要		
国民健康保険標準負担額減額認定証	左記認定証所有の世帯の世帯主	不要		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記認定証所有の世帯の世帯主	不要		
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記受療証所有の世帯の世帯主	不要		

住所表示変更に伴う主な手続

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
老人保健法医療受給者証	左記受給者証の所有者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。旧久居市・旧河芸町・旧芸濃町・旧美里村・旧安濃町・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村に在住の人は、新しい受給者証・受療証・認定証を合併後に郵送します。なお、旧津市の受給者証・受療証・認定証をお持ちの人は、引き続き使用できます。	本庁 健康福祉部医療助成室老人医療費担当 久居総合支所 福祉課保険年金担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課保険年金担当
老人保健特定疾病療養受療証	左記受療証の所有者	不要		
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記認定証の所有者	不要		
乳幼児医療費受給資格証	左記資格証の所有者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。旧久居市・旧河芸町・旧芸濃町・旧美里村・旧安濃町・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村に在住の人は、新しい受給資格証を合併後に郵送します。なお、旧津市の受給資格証をお持ちの人は、引き続き使用できます。	本庁 健康福祉部医療助成室福祉医療費担当 久居総合支所 福祉課保険年金担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課保険年金担当
一人親家庭等医療費受給資格証	左記資格証の所有者	不要		
心身障害者医療費受給資格証	左記資格証の所有者	不要		
心身障害者医療費受給資格証（65歳以上）	左記資格証の所有者	不要		
妊産婦医療費受給資格証	左記資格証の所有者	要	旧津市の受給資格証をお持ちの人は、引き続き使用できます。旧久居市・旧河芸町・旧芸濃町・旧美里村・旧安濃町・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村に在住の人で該当される人は、新たに手続きください。	本庁 健康福祉部医療助成室福祉医療費担当 久居総合支所 福祉課保険年金担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課保険年金担当
精神障害者医療費受給資格証	左記資格証の所有者	要	旧津市・旧久居市・旧河芸町・旧美里村・旧安濃町・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村に在住の人で、該当される人は、新たに手続きください。 なお、旧芸濃町に在住の人には、新しい受給資格証を合併後に郵送します。	

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
介護保険被保険者証	左記被保険者証の所有者	不要	<p>住所変更による手続きは必要ありません。旧久居市・旧河芸町・旧芸濃町・旧美里村・旧安濃町・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村に在住の人は、新しい被保険者証を郵送します。</p> <p>なお、認定証・確認証をお持ちの人は、引き続き使用できます。</p> <p>旧津市の被保険者証・認定証・確認証をお持ちの人は引き続き使用できます。</p>	<p>本庁 健康福祉部介護保険課 介護保険担当</p> <p>久居総合支所 福祉課介護保険担当</p> <p>河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課保険年金担当</p>
介護保険利用者負担額減額・免除認定証	左記認定証の所有者	不要		
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	左記認定証の所有者	不要		
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	左記確認証の所有者	不要		
介護保険負担限度額認定証	左記認定証の所有者	不要		
介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	左記認定証の所有者	不要		
訪問介護利用者負担額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の負担額軽減措置を含む）	左記認定証の所有者	不要		
母子健康手帳	左記手帳の所有者	不要		
妊婦一般健康診査受診票・乳児一般健康診査受診票（母子保健のしおりの中に綴じ込み）	左記受診票の所有者	不要		
健康手帳	左記手帳の所有者	不要		
予防接種予診票（予防接種と子どもの健康の中に綴じ込み）	左記予診票の所有者	不要		

住所表示変更に伴う主な手続

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
児童手当	左記手当の受給者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。	<p>本庁 健康福祉部こども家庭課児童母子担当</p> <p>久居総合支所 福祉課こども家庭担当</p> <p>河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課福祉担当</p>
児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	<p>住所変更による手続きは必要ありません。旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町、旧美杉村に在住の人は、新しい児童扶養手当証書を合併後、郵送します。</p> <p>なお、旧津市の児童扶養手当証書をお持ちの人は、引き続き使用できます。</p>	
特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。	<p>本庁 健康福祉部高齢・障がい課障がい福祉担当</p> <p>久居総合支所 福祉課高齢・障がい担当</p> <p>河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課福祉担当</p>
身体障害者手帳	左記手帳の所有者	不要		
療育手帳	左記手帳の所有者	不要		
戦傷病者手帳	左記手帳の所有者	不要		
精神障害者保健福祉手帳	左記手帳の所有者	不要		
居宅生活支援費受給者証	左記受給者証の所有者	不要	<p>住所変更による手続きは必要ありません。</p> <p>旧久居市・旧河芸町・旧芸濃町・旧美里村・旧安濃町・旧香良洲町・旧一志町・旧白山町・旧美杉村に在住の人には、新しい支援費受給者証を合併後郵送します。旧津市の支援費受給者証をお持ちの人は、引き続き使用できます。</p>	
施設訓練等支援費受給者証				
知的障害者施設入所者受診券	左記受診券の所有者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。新しい受診券を各施設へ合併後郵送します。	

項目	該当者	手続きの方法など		問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法	
原動機付自転車 (125cc以下のバイク及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート))	左記標識の所有者	不要	手続きは必要ありません。合併後も旧市町村発行のナンバープレートは使用できます。新規に取得される人は本庁又は総合支所で「津市」のナンバープレートを受けることとなります。	本庁 財務部市民税課諸税担当 久居総合支所 市民課市民税担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の市民福祉課税務担当
飼い犬の鑑札	犬の飼い主	不要	住所変更による手続きは必要ありません。	本庁 環境部環境保全課環境衛生担当 久居総合支所 環境課環境保全担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の生活環境課環境担当
交通災害共済	左記共済の加入者	不要	住所変更による手続きは必要ありません。	本庁 市民部市民交流課交通安全担当 久居総合支所 生活課市民生活担当 河芸総合支所 芸濃総合支所 美里総合支所 安濃総合支所 香良洲総合支所 一志総合支所 白山総合支所 美杉総合支所 各総合支所の生活環境課市民生活担当
建設工事等入札参加資格者名簿登録	左記名簿に登録している人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	本庁 財務部契約財産課工事契約担当
物件等入札参加資格者名簿登録	左記名簿に登録している人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。	本庁 財務部契約財産課物品契約担当

住所表示変更に伴う主な手続